

簡易入札（見積競争）公告

1. 簡易入札に付する事項

- ① 件 名 6 通倍器の購入
- ② 仕 様 等 調達仕様書のとおり
- ③ 納入場所 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所
- ④ 納入期限 令和7年12月19日（金）

2. 競争に参加する者に必要な資格

- ① 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条の規程に該当しないものであること。ただし、未成年者、被補佐人又は補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- ② 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ③ 国土交通省から指名停止を受けている期間中に該当しないもの。
- ④ 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、当所に対する適正な契約の履行が確保される者であること。

3. 契約条項を示す場所、及び仕様書の受取方法

- ① 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町7丁目42-23
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所 会計課 調達係
TEL：0422-41-3476 FAX：0422-41-3169 e-mail：tender@enri.go.jp
- ② 当研究所ホームページの「入札・調達・契約情報」より入手、及び閲覧すること。
URL：https://www.enri.go.jp/jp/procrm/bidd_info.html
仕様書の閲覧期間 令和7年9月16日（火）

まで

4. 仕様等を説明する説明会の開催の有無 無

5. 仕様等に対する質問

- ① 方法：電子メール（宛先：tender@enri.go.jp）
- ② 電子メール記載事項：質問内容・事業者名・担当部署・担当者・電話番号・FAX 番号
- ③ 担当部署： 3. ①と同じ
- ④ 質問の受付期間：令和7年9月16日（火）17時00分まで（土・日及び祝祭日を除く）

6. 見積書の提出方法、提出先（送信先）、提出期限及び結果

- ① 見積書提出方法：持参、郵送又は FAX
（但し、FAX の場合は後日、本紙を何らかの方法で提出すること。）
- ② 見積書提出先：3. ①まで
- ③ 提出締切日時：令和7年9月17日（水）13時00分まで
- ④ 結果連絡：令和7年9月18日（木）17時00分までに連絡

なお、見積書の提出は2. に掲げる競争に参加する者に必要な資格に関する事項を全て満たすことを前提とし、確認のためのヒアリング若しくは資料提出等を求める場合があるので、その場合対応できる体制であること。

7. 見積書様式

任意（消費税及び地方消費税相当額込み（税率10%）の金額を記入下さい。また、必ず担当者名及び連絡先電話番号、FAX 番号を記入ください）

8. 簡易入札保証金及び契約保証金

免除

9. 契約の無効

上記2. の資格のない者の提出した見積書は、無効とする。

10. その他

見積競争の結果、予定価格以下の見積書の提出がなかった場合は、6. に掲げる提出期限までに提出のあったものから見積書の提出を求め、再度の見積競争をする。

令和7年9月9日

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
契約担当役 電子航法研究所 所 長 福島 荘之介

※本件に関するお問い合わせ先

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所 会計課調達係

3 電子航法研究所周辺



調 達 仕 様 書

1. 概 要

本仕様書は、「6 通倍器の購入」について、定めるものである。

2. 調達品目 6 通倍器 1 個 (Eravant SFA-753114616-10SF-E1-2)

3. 納入期限 令和 7 年 1 2 月 1 9 日 (金)

4. 納入場所 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所 (東京都調布市深大寺東町 7 - 4 2 - 2 3)

5. 一般適用事項

- (1) 本調達には、運搬、搬入等調達に係る費用のすべてを含むものとする。
- (2) 納入の際は、事前に当所担当職員と打合せの上、納入するものとする。
- (3) 納入の際は、納入場所や調達物品等に損害を与えぬよう十分に注意すること。
万一、納入者の責に帰すべき事由において損害を与えた場合は、納入者の負担において、当所諸施設に損害を与えた場合は速やかに原状に復し、調達物品に損害を与えた場合は代替品を納入すること。
- (4) 納入後 1 年間は保証期間とし、この間に発生した使用者の責によらない装置の故障・不具合等については無償で修理を行うこと。

6. 検 査

本調達物品の納入に当たっては、当所検査職員の検査を受け、これに合格しなければならない。

7. そ の 他

- (1) 本件を履行する上で知り得た秘密は、第三者に漏洩し、又は利用してはならない。
- (2) 本仕様書に記載なき事項について疑義を生じた場合は、当研究所担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

以 上